

V 特別支援教育就学奨励費

《就学奨励費制度の趣旨》

この制度は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」（昭和29年法律第144号）等の趣旨に基づき、特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する障害のある幼児児童生徒の就学のために必要な経費について、負担能力の程度に応じて支給することで、保護者等の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。なお、通級による指導における通学に係る経費についても、支給の対象となる。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒でその程度が学校教育法施行令第22条の3に該当する場合も支給の対象となる。

※ 詳しくは、学校に配付されている「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」（文部科学省）を参照

VI 就学先の決定

1 障害の状態等を踏まえた総合的な観点からの就学先の決定

「障害者の権利に関する条約」で提唱されたインクルーシブ教育システム構築に伴い、平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正が成され、障害のある児童生徒（同施行令第22条の3に該当する児童生徒）については、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することを可能」としていた従来の制度を改め、個々の児童生徒について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められた。

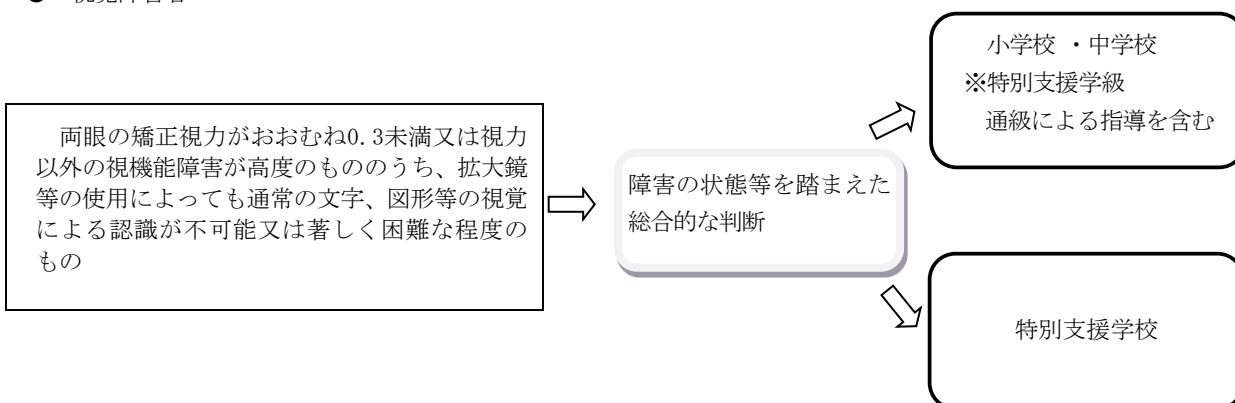
同施行令には、「視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」が特別支援学校に就学し、それ以外の者が小・中学校へ就学する旨が規定された。これに伴い、認定就学者制度は廃止され、特別支援学校に就学する児童生徒を「認定特別支援学校就学者」と呼ぶことになった。

特別支援学校へ就学可能な障害の程度として、学校教育法施行令第22条の3の規定は存続されている。また、平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」に、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導への就学について、障害の判断にあたっての留意事項等が示された。これをもって、平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」は、廃止された。

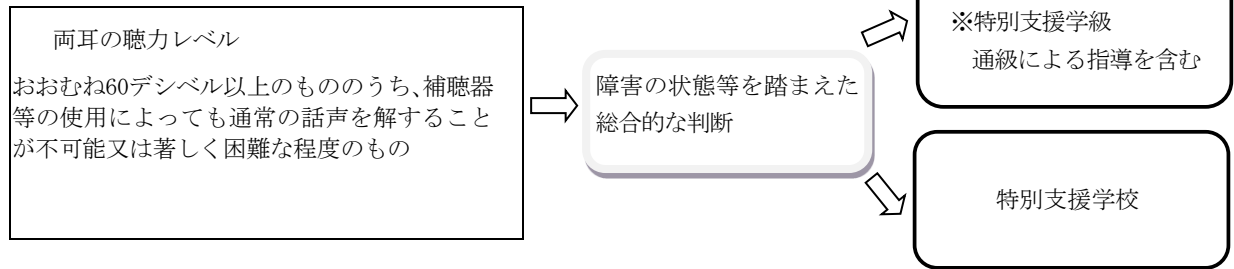
(1) 特別支援学校へ就学可能な障害の程度（学校教育法施行令 第22条の3より抜粋）

① 障害の種類及び程度

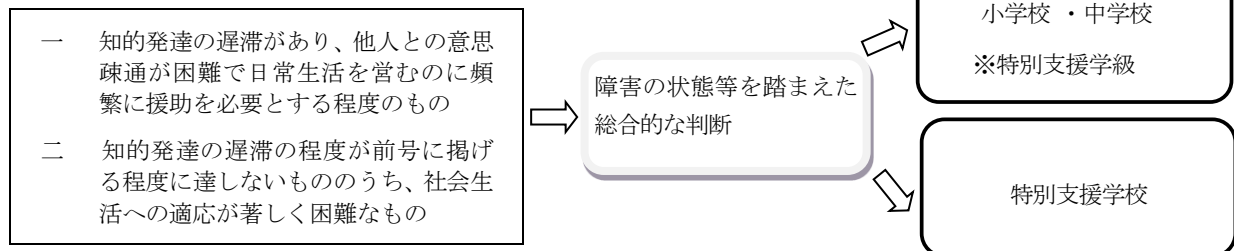
● 視覚障害者



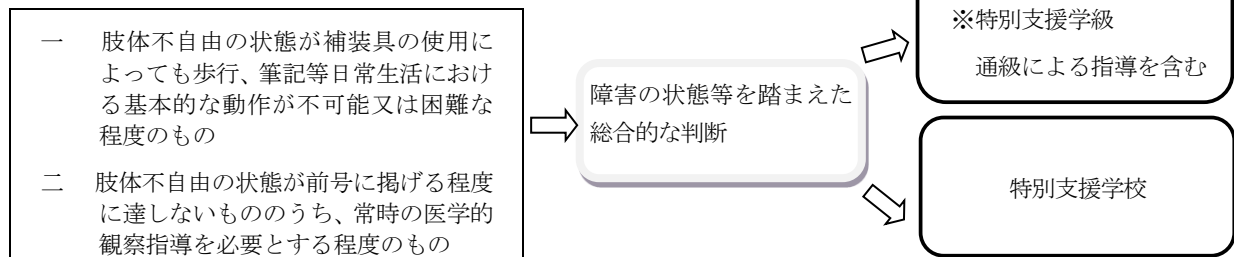
● 聴覚障害者



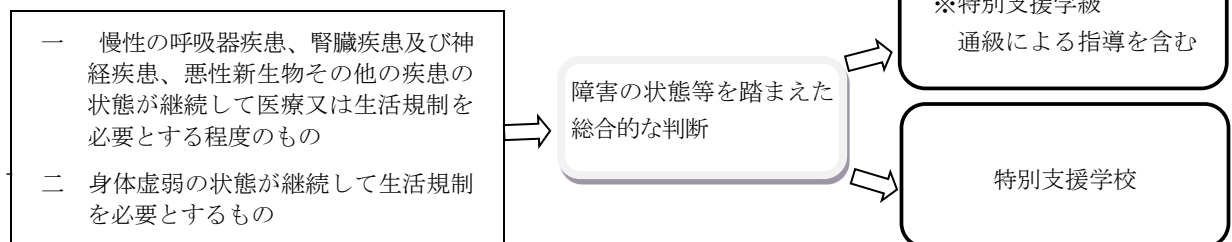
● 知的障害者



● 肢体不自由者



● 病弱者



● 言語障害及び自閉症・情緒障害

障害の状態に応じて、言語障害特別支援学級又は自閉症・情緒障害特別支援学級における教育や通級による指導等様々な指導形態により教育を行う。

※V 就学先の決定 引用・参考文献「障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）」参照

② 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法を分かりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者(身体虚弱者を含む)

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

③ 就学手続き

「県立特別支援学校就学事務手続等資料」を参照のこと。

(2) 特別支援学級への就学

① 就学の判断

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

【障害の種類及び程度】

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては(1)②の障害の判断に当たっての留意事項と同様であり、また力及びきについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

③ 就学手続き

29頁「障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）」参照のこと。

(3) 通級による指導の障害の種類及び程度

第2章 II「通級による指導」の運営を参照

2 千葉県教育支援委員会の役割

障害のある児童生徒等の就学先を決定する仕組み等については、平成25年8月26日公布、平成25年9月1日施行の「学校教育法施行令の一部を改正する政令」により規定の整備が行われ、平成25年10月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」により、障害のある児童生徒等に対する一貫した支援についての留意事項が示された。

県教育委員会では、千葉県教育支援委員会規則を制定し、（千葉県教育委員会規則第2号平成26年3月18日付け公布）就学後の一貫した支援等についても助言を行う機能を有する「千葉県教育支援委員会」を設置している。

県教育支援委員会は、障害（学校教育法施行令28年政令第340号第22条の3の表に規定する程度）のある児童及び生徒に対し、県教育委員会が適切かつ教育的支援を行うために必要な、障害のある児童生徒の就学等に関する事項や、特別支援学校、市町村教育委員会、その他の関係機関との連絡調整に関する事項等を取り扱う。

県教育支援委員会の委員は、学識経験を有する者、医者、教育職員及び関係行政機関の職員等で構成されており、委員会の庶務は、教育振興部特別支援教育課が担当する。県教育委員会に対して、就学先となる特別支援学校の指定、特別支援学校へ就学した児童生徒の就学後のフォローアップ、特別支援学校に就学した児童生徒の小中学校への転学等、障害のある児童生徒の就学等に関して、県教育委員会が市町村教育委員会と連絡調整する内容等について助言をする。

3 市町村教育支援委員会等の役割

新たな就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が、幼児児童生徒の就学先を決定する。

(1) 市町村教育支援委員会等

教育支援委員会等の構成員は、例えば障害のある児童生徒等に対する教育の経験のある教員、医師、児童福祉施設の職員等が考えられるが、教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を的確に行うために必要な知見を有する者が含まれることが重要である。

市町村教育支援委員会等の役割としては、次のようなものがあげられる。

- 教育上特別な配慮を要する児童生徒等の障害の種類や程度などの判断
- 障害のある児童生徒等の就学に当たって、特別支援学級や通級による指導についての校長への助言
- 校内教育支援委員会等と連携した、就学後のフォローアップ
- 特別支援教育について、地域の理解を深めるための社会啓発
- 早期からの教育相談・支援や就学先の決定及び、その後の一貫した支援についての助言
- 障害のある児童生徒等の状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、情報を継続的に把握
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供
- 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別的教育支援計画等を活用した指導及び助言
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言

- 就学先の学校に対して適切な情報提供
- 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言
- 合理的配慮について、提供の妥当性や、就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合等において、市町村教育委員会からの要請に基づいた、第三者的な立場からの調整や助言
- その他資料の収集・活用・保存など、必要と認められる事項

4 小・中学校の校内教育支援委員会等の役割の充実

(1) 校内教育支援委員会等の運営と役割

各学校においては、校内教育支援委員会や校内委員会等を中心として、関係機関の連携協力の体制を整備し、障害のある児童生徒の学校への適応状況や障害の状態の改善状況等を的確に把握することが重要である。体制整備を進める中、特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校での教育が望ましいかどうかというだけでなく、関係機関と連携を図り、支援がどの程度必要なのかを明らかにしながら、保護者とも協力して対応していくことが大切である。

特に、就学後の経過観察が必要な児童生徒に対しては、保護者との信頼関係を保ちながら、継続的に相談活動を展開することが大切である。

校内教育支援委員会等の主な役割は、以下のとおりである。

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、諸検査の結果等を総合的に判断し、これらに基づいて適切な就学先の検討をする。
- 外部の関係機関と連携した、適切な教育相談・支援
- 市町村教育委員会との連携に基づいた、対象児童生徒に関わる資料の作成や報告
- 指導内容や指導方法など、特別支援教育についての共通理解
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、児童生徒に必要な支援の内容の検討
- 教育上配慮を要する児童生徒について、一貫した支援が行えるよう就学後のフォローアップ体制等

(2) 就学先の検討上の留意事項

- 就学先の検討は、啓発そのものであるといわれ、時間のかかるものである。就学先決定の間際になっての短期間の就学先の検討であってはならない
- 就学先の検討に関わる人たちの一致した指導・助言が保護者の信頼を得るために大切である
- 児童生徒の卒業後の進路や将来の社会参加・自立の状態を見通しながら、円滑にすすめること
- 保護者との就学相談を進めるに当たっては、特に以下の事項に留意する
 - ・保護者の立場になって、気持ちを理解し、最も良い解決方法を見出していこうとする寄り添った支援を行うこと。
 - ・保護者の話をよく聞き、それを肯定的に受けとめ、受容的・非指示的態度で接し、専門的かつ適切な助言を行ない、結論を急がないこと。
 - ・相互の意見交換が、十分に行われるように配慮し、特別支援教育について具体例を挙げながら説明すること。
 - ・保護者の理解を得ながら、学校見学(特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校)や体験入学等を勧めること。

(3) 校内支援体制の整備

特別支援教育とは、発達障害を含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。そのためには、校長のリーダーシップの下、全校の教職員が共通理解した校内支援体制を整えるために校内委員会を設置し特別支援教育コーディネーターの指名を行う。現在、千葉県では全ての小・中学校で特別支援教育コーディネーターが複数指名され、校内委員会が設置されている。今後、その機能が有効に活用されることが大切である。(学校における支援体制については、第1章「Ⅱ特別支援教育推進のための体制整備」を参照)

また、全ての教職員が特別支援学級や通級指導教室における教育や障害のある児童生徒に対する正しい理解や認識を深め、特別支援教育のためのチーム支援を行いやすい学校の雰囲気作りも重要である。

さらに、学校内の協力体制だけでなく、学校外の関係機関との連携協力が不可欠である。学校内及び関係機関との連携を円滑に行うためには、特別支援教育コーディネーターや教頭等が連絡調整役として学校内の関係者、関係機関、保護者等と情報交換を的確に行うことが求められる。

あなたの学校の取組状況をチェックしてみましょう

- ☐ (1) 特別支援教育の推進を担う部署（例えば、特別支援教育部等）を校務分掌に位置付けている。
- ☐ (2) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握を行っている。
- ☐ (3) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒への支援についての学校としての方針を作成している。
- ☐ (4) 定期的に校内委員会を開催している。
- ☐ (5) 全教職員間で、発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に関する情報共有の場や機会を設けている。
- ☐ (6) 特別支援教育コーディネーターが、校内で教職員が連携できるよう調整を行っている。
- ☐ (7) 特別支援学級担任や通級による指導の担当教員が、通常の学級への支援や特別支援教育の推進の役割を担っている。
- ☐ (8) 特別支援学校に対し必要に応じて相談できる体制を作っている。
- ☐ (9) 特別支援学校から、助言や援助を受けている。
- ☐ (10) 特別支援教育担当部が他分掌（例えば、教務部等）と連携している。

国立特別支援教育総合研究所では、園や学校、教育委員会がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を自分たちで把握し、次の取組につなげるための手掛かりを得ることを目指したツール「インクルCOMPASS」を作成しました。 — 引用 — 「インクルCOMPASS」ガイド（国立特別支援教育総合研究所）令和3年2月

<引用・参考文献>

- 1) 学校教育法施行令の一部改正について（通知）（文部科学省）平成25年9月
- 2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（文部科学省）平成25年10月
- 3) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（文部科学省）令和3年6月
- 4) 県立特別支援学校就学事務手続等資料（千葉県教育委員会）令和6年5月

